

入札公告

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊航空補給処
管理部長 福田 理
(公印省略)

下記のとおり、一般競争入札に付します。

なお、本件は令和6年度予算が成立することを条件とした入札であり、当該契約に係る令和6年度の予算成立が4月1日以降となった場合は、落札決定及び契約締結は予算成立日以降とする。また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

記

1 入札に付する事項

調達要求番号	件名	数量単位	履行期限	履行場所
06-1-2143-1621-0001-00	航空機部品等の防せい役務	1式	令和7年3月31日まで	航空補給処

2 競争に参加する者に必要な資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和04・05・06年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の資格において等級A、B、C又はDのいずれかに格付けされ、競争参加資格を有している者(競争参加地域は問わない。)、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 契約条項、入札条件を示す場所

千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処第1入札室

4 入札日時及び場所

- 場所 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処第1入札室
- 日時 令和6年3月19日 (火) 午前11時00分
(送達による入札書の受領期限は、 令和6年3月18日 (月) 午後5時必着)

5 入札参加申込の期間及び場所

- 場所 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処管理部契約課事務室
- 期間 公告日 ~ 令和6年3月15日 (金) 午後5時
- 申込 入札に参加する者は、上記期間内に一般競争入札参加申込書を提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

ただし落札者が契約を結ばないときは、落札者が見積った契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

7 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札、仕様書又は内訳書を申込期限までに受領していない者の入札は無効とする。

8 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。ただし、契約金額が150万円を超えず、特殊条項の付与もない場合は、請書の作成をもって代えることができる。

9 適用する契約条項

役務契約一般条項、単価契約特約条項、債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項(中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合)

10 入札書の記載金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（単価）に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

11 その他

- (1) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 送達により入札を行う場合は、入札書を調達要求番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、必ず書留、簡易書留、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める信書便のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものにより、4（2）に示す受領期限までに送達するものとする。
- (3) 仕様書の受領時に資格審査結果通知書の写しを契約課審査係に提出する。
- (4) 落札決定後、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であることを確認するため、別紙様式第1を提出する（FAX可）。なお、債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項（別紙様式第2）の内容について、見積書の提出をもって締結に同意したものとする。
- (5) 入札に関する問い合わせ先
海上自衛隊航空補給処 契約課契約班 飯田事務官
TEL 0438-23-2361 (内線5082)
FAX 0438-22-6913

送付のご案内

入札参加予定者各位	作成年月日	令和6年2月19日
	発信枚数	本紙を含む枚
発信者：〒292-8686 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊 航空補給処 契約課契約班 飯田 TEL :0438-23-2361(内線5082)		
仕様書(内訳書)の 内容に 関する 問合せ先	千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処 担当課(担当者) 利材課 TEL :0438-23-2361 (内線) 5370	

記

1	調達要求番号	06-1-2143-1621-0001-00
2	件名	航空機部品等の防せい役務
3	市況価格調査書の様式	様式は問いません。 (御社が通常作成されている見積書の様式で構いません。)
4	市況価格調査書の提出先	航空補給処 原価計算課 山根・山田 (内線:5102、5101) FAX番号 0438-22-6913(手続簡素化のためFAX可) ※下見積は原価計算課へ提出してください。
5	市況価格調査書の趣旨	原価計算課では入札に参加される皆様から市況価格の調査を実施し、契約の指標となる予定価格を算定いたします。 以前に調達要求元へ提出された見積書は、予算の使用見込額を計算するためのものであり、予定価格を作成の都合上再度市況価格調査書の提出をお願いいたします。
6	市況価格調査書の提出期限	令和6年3月 5日(火) 11時00分
7	入札日時	令和6年3月 19日(火) 11時00分
8	入札場所	千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊 航空補給処 第1入札室
9	入札書作成要領	(1)入札書に記載する金額は税抜き金額です。 (2)入札が一回目で決まらない場合は2回目を実施する場合がありますので、入札書は最低でも2枚以上ご用意ください。 (3)入札を再度実施(2回目)しても応札されない場合は、入札書の金額欄に「辞退」と記入した辞退書も必要となります。 郵送にて参加される場合は、必ず辞退書を同封して下さい。
10	郵送による入札書の提出要領	入札書と辞退書を個別に封入し、調達要求番号・件名及び入札書、辞退書の区分、入札参加者名を記入して下さい。 各封筒を外封筒に封入し「入札書在中」と朱書きして、配達記録が残る方法(簡易書留郵便等)で送付して下さい。
11	郵送による入札書提出期日	令和6年3月15日(金) 17時まで
参加される際は現在の状況を鑑み、郵送札でのご参加にご協力頂けますようよろしくお願いいたします。		

流動資産担保融資保証制度に伴う確認

調達要求番号： _____

調達件名： _____

貴社は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当しますか。

- 1 該当する 2 該当しない

1 と回答された場合、下表の左欄に○をご記入ください。

	業 種	資本金の額又は 出資の総額	従業員の数
	製造業、運送業、鉱業	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	小売業	5千万円以下	50人以下
	サービス業	5千万円以下	100人以下

会社名（団体名） _____

担当責任者氏名 _____

債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項

甲及び乙は、債権譲渡制限特約の部分的解除に関し、次の特約条項を定める。

(債権譲渡制限特約の部分的解除)

- 第1条 契約一般条項第3条の規定にかかわらず、乙が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合には、乙が流動資産担保融資保証制度を利用することが可能なときに限り、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し、甲に対する売掛債権を譲渡することができる。
- 2 前項の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の通知を行った時点で効力を生ずるものとする。
- 3 前項の規定は、甲が、前渡資金から乙に対価を支払う場合には適用しない。

(譲渡可能な売掛債権)

- 第2条 前条第1項の規定により乙が譲渡することのできる売掛債権は、乙が当該売掛債権を譲渡しようとする時点において、乙が反対給付の履行を完了していることを甲が受領検査調書や納品書などにより確認しており、かつ、その金額が確定しているものとする。

(部分払、前金払又は概算払との関係)

- 第3条 乙は、第1条第1項の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に甲からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払を受けている場合には、確定した契約金額と、既に支払を受けている金額との差額のみ譲渡することができる。

(承諾申請及び通知の様式)

- 第4条 乙は、甲に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、承諾申請は様式1により、通知は様式2により行わなければならない。

(承諾の様式)

第5条 甲は、乙からの債権譲渡の承諾申請について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第2条に規定する要件を満たすことを確認の上、様式1に定めた事項を遵守することを条件として承諾をするものとする。

(甲の権利及び利益)

第6条 甲及び乙は、乙の売掛債権譲渡が、契約不適合責任に係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき甲が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、原契約条項及びこの特約条項の内容を説明しなければならない。

調達要求番号:06-1-2143-1621-0001-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	ZDS-9-N0003-0
名称	航空機部品等の防せい役務	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	2.12.11
		改正年月日	6.1.4
		単位	OT
		航空補給処保管部利材課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊航空補給処における航空機部品等の防せい役務(以下、役務という。)について適用する。

1.2 引用文書等

この仕様書において引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約後、当該文書に一部改正等があった場合には、その適用について別途協議するものとする。

なお、関連文書については、この仕様書に記載した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27.3.18）

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）

b) 関連文書

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

海上自衛隊の情報保証に関する達（平成19年海上自衛隊達第37号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

- 受注者は、物品の防せいができる能力を有し、官側が発行する発注書(様式第1)に示された物品について、附属書Aを理解し、役務を実施するものとする。防せい物品の年間発注予定数量等は、付表1のとおりとする。
- 受注者は、契約締結後、この役務の履行について官との連絡調整に当たり、作業員を管理し、直接指揮命令を行う管理者を遅滞なく選任し、管理者指定届(様式第2)を監督官に提出するものとする。管理者は、役務履行場所に駐在する必要はないが、監督官と速やかに連絡調整できる態勢とするものとする。
- 受注者は、役務着手前に作業実施者名簿(様式第3)を作成し、監督官に提出するものとする。
なお、履行期間中に作業実施者が変更される場合は、その都度提出するものとする。
- 受注者は、発注書を受領後、内容を確認し、不整合があった場合は、速やかに監督官へ連絡

するものとする。

2.2 役務期間

役務の実施期間は、契約日から令和7年3月31日〔行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）〕に規定する休日を除く月曜から金曜日までの平日とし、役務時間については、8時30分から12時00分及び13時00分から17時15分を標準とする。ただし、日課の都合上業務日等を変更する必要がある場合には、契約担当官等と協議して変更できるものとする。

2.3 履行場所

海上自衛隊航空補給処(千葉県木更津市江川無番地)

2.4 発注

契約決定後に、官側が発注書により発注する。発注の時期については、官側がその都度指定する。

3 監督・検査

3.1 監督

監督官は、定期的に防せい作業確認のため、作業状況を監督する。

3.2 検査

受注者は、発注書に基づく作業終了後速やかに作業完了報告書(様式第4)を作成し、監督官に確認を受けるものとする。

4 その他

4.1 提出書類

提出書類は、表1のとおり。

表1－提出書類

番号	名称	提出先	部数	提出時期	備考
1	着手届	監督官経由 契約担当官等	3	契約締結後速やかに	海幕経第183号 書式第22
2	管理者指定届	監督官	1	契約締結後速やかに	様式第2
3	作業実施者名簿	監督官	1	契約締結後速やかに	様式第3
4	作業完了報告書	監督官	4	作業完了後速やかに	様式第4
5	誓約書	監督官	1	契約締結後速やかに	様式第5
6	下請負承認 申請書	監督官経由 契約担当官等	2	契約締結後速やかに	様式第6
7	教育実施記録	監督官	1	教育実施後速やかに	様式適宜

表1－提出書類(続き)

番号	名称	提出先	部数	提出時期	備考
8	受領書	監督官経由 契約担当官等	6	官給品・寄託品受領時	補本装補第2072号 海補3023様式
9	返品書・ 材料使用明細書	監督官経由 分任物品管理官	6	役務終了後速やかに	補本装補第2072号 海補3024様式
10	撤去品(発生材) 調書	監督官経由 分任物品管理官	4	役務終了後速やかに	海幕経第183号 書式第24
11	終了届	検査官経由 契約担当官等	3	役務終了後速やかに	海幕経第183号 書式第22
注記 提出書類は、管理者が提出するものとする。					

4.2 保全

保全は、次による。

- a) 受注者は、資料の複写等を必要とする場合は、監督官と調整を行うものとし、資料等の目的外使用、第三者への開示及びこれに類する行為、その他部外への持ち出しは一切禁止するものとする。
- b) 役務に従事する管理者及び従業員は、日本国籍を有し、また、受注者及び役務に従事する従業員は、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体その他を結成し又は加入若しくは協力してはならない。
- c) 受注者は、契約締結後速やかに誓約書(様式第5)を監督官に提出するものとする。
- d) 撮影機、録音機、フラッシュメモリー、CD、DVD等の映像・音声・電子データを記憶できる機器・器材の履行場所への持込み及び持出しを禁止する。ただし、役務を履行する上でこれらが必要である場合は、監督官と協議するものとする。
- e) 受注者及び役務に従事する従業員は、役務において知り得た事項について守秘義務を負うものとし、他に漏らし又は利用してはならない。また、履行後においても同様とする。

4.3 賠償責任

受注者は、故意又は過失による受注者の責に帰すべき事由により、設備、展示物及びその他官所有の国有財産、物品を滅失又は毀損した場合は、受注者が修補もしくはその損害を賠償しなければならない。

4.4 労働者災害補償保険法上の責任

受注者は、役務に従事する従業員の労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等及びその他の法令上のすべての責任を負うものとする。

なお、万一、事故等が生じた場合は、速やかに監督官に報告するものとする。

4.5 官有施設の入出門等

作業従事者の入門及び建物等への立入りについては、履行場所の諸規則を遵守するものとする。

4.6 使用資材

使用資材は、官側が準備するものとし、官給品は、付表2のとおりとする。

また、寄託品は表2のとおりとする。

なお、ドライクリーニング溶剤を使用後に発生する廃油については、鋼製ドラムに収納し官側に返品するものとする。

表2－寄託品

物品番号	品目名	数量	寄託元	返品先	返品数量
FPX8110-162-21145	鋼製ドラム, 200L,1.2M	2DR	航空補給処	航空補給処	2DR

4.7 貸付機器等

契約相手方は、契約の履行にあたり官有器材、施設等を使用することができる。使用する施設、器材、時期等は、別途協議するものとする。

4.8 教育

受注者は、従業員に対して、この役務に関する留意事項等の教育を契約締結後速やかに実施し、教育実施記録(様式適宜)を監督官に提出するものとする。

4.9 下請負

役務の一部を第三者に実施させる場合は、あらかじめ下請負承認申請書(様式第6)により監督官の確認を得た後、契約担当官等の承認を得なければならない。また、役務の途中において、下請負を行う場合も同様である。

4.10 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合、契約担当官等と協議するものとする。

付表1 一年間発注予定数量等

1 防せい区分別工程及び年間発注予定数

防せい区	清浄方法	清浄剤	乾燥方法	防せい剤	下包み	乾燥剤の挿入	緩衝包装	湿度指示計の挿入	防湿包装	外装	表示	年間発注予定数
A	溶剤清浄		ふきとり乾燥後 赤外線ランプ乾燥							第2項に示す 外形寸法区 分の①(官側 指定品)及び ②から⑦はダ ンボール箱又 は木箱 ⑧から⑩はダ ンボール箱又 はコンテナ (専用木箱を 含む。)		430
B	ふきとり清浄		---	防せい剤塗布			・気泡入りプラスチ ックフィルム緩 衝材		防湿バリア材			1,150
C	ふきとり清浄		---		耐水防油性バリア 材	袋入り乾燥剤	・高発泡ポリエチ レンシート ・紙綿	カード式湿度 指示計			附属書に示 す表示	538
D	溶剤清浄	トライクロエチレン	ふきとり乾燥後 赤外線ランプ乾燥	---								19
E	ふきとり清浄		---	---								169
F	溶剤清浄		ふきとり乾燥後 赤外線ランプ乾燥	防せい剤塗布								30
G	溶剤清浄	・ドライクリーニング 剤 ・アルカリ清浄剤	---						鉄・非鉄両用 ZERUSTシート	ビニール包	合計	2,482
											合計	4,818

注1): 基盤等静電気防止措置を必要とする物品には、帯電防止フィルム、静電防止エアークヤップ等を使用し包装する。

注2): 赤外線ランプ乾燥器が使用できない場合には、自然乾燥とする。

2 外形寸法区分

外形寸法区分	物品の3辺合計寸法等	外形寸法区分	物品の3辺合計寸法等
①	60cm以下	⑥	130cmを超え180cm以下
②	60cmを超え70cm以下	⑦	180cmを超え280cm以下 又は 重量30Kg以上
③	70cmを超え90cm以下	⑧	280cmを超え580cm以下
④	90cmを超え110cm以下	⑨	580cmを超え880cm以下
⑤	110cmを超え130cm以下	⑩	880cmを超え1250cm以下

3 防せい区分別・外形寸法区分別発注予定(標準)

防せい区	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	合計	
A	190	50	90	18	7	8	5				430	
B	600	101	205	100	14	5	5				1,150	
C	200	91	85	27	17	1	1				538	
D	1	2	1	4	2	1	25				19	
E	1	52	5	14	1	14	8	3			169	
F	1	1	1	1	1	6	35	22	2		30	
G	2,482										2,482	
											合計	4,818

単位:個

注記1 ①の上段は段ボール箱なし、下段は段ボール箱外装数を表す。

注記2 ②~⑦の上段は段ボール箱外装、下段は木箱使用数を表す。

注記3 ⑧~⑩の上段は段ボール箱外装、下段はコンテナ(専用木箱を含む。)使用数を表す。

注記4 ①のG欄は包装数を表す。

附属書A
(規定)
各防せい工程の実施要領

A.1 一般事項

防せい作業は、**付表1**に示された防せい区分毎の防せい工程により実施するものとし、作業に際しては、事前に物品の状況を確認し、修理区分タグの記載内容と異なる破損、変形、発錆等が発見された場合は、事前に監督官に報告し、その指示によるものとする。

清浄、乾燥、防せい剤の適用及びバリア材の密封までは一連の継続した作業で行うものとする。中断の必要があるときは、一時的な保護を行い汚損しないように措置を講ずるものとする。また、包装にあたっては、重量、容積及び体積を極力少なくするとともに、中に包含される空気容積が少なくなるようにするものとし、物品の研磨部分は、素手で触れないようにするものとする。

A.2 清浄方法等

A.2.1 清浄方法

清浄方法は、次による。

- a) 清浄する場合は、物品を傷つけないように注意し、物品の表面のよごれや付着物を除去するものとする。
- b) 清浄剤は、ドライクリーニングソルベント(以下、ソルベントという。)を使用し、防せい区分Gについては、アルカリ清浄剤を併用するものとする。

A.2.2 溶剤清浄

溶剤清浄は、次の要領により実施するものとする。

- a) **第1次洗浄** ソルベントに浸したブラシ又は布で洗浄し、さらに、防せい区分Gについては、ソルベントに全体を浸漬し、振とう又は攪拌する。
- b) **第2次洗浄** 第1次洗浄とは別の槽のソルベントで清浄作業を実施し、さらに、防せい区分Gについては、全体を浸漬するとともに、アルカリ清浄剤で洗浄するものとする。

A.2.3 ふきとり清浄

ふきとり清浄は、発電機、電動機、計器計量機、時計装置及びその他類似組立部品の清浄に適用し、ソルベントを浸透させた布でふきとりを行うものとする。

A.2.4 乾燥方法

清浄後直ちに清浄剤や残存湿気を除去するため、清浄な布でふき取るふきとり乾燥及び乾燥炉(赤外線)で乾燥する赤外線ランプ乾燥を行うものとする。乾燥炉に入らない重量物及び大物は、ふきとり後自然乾燥を行うものとする。

A.3 防せい剤の塗布

防せい剤の塗布は、次による。

- a) 金属面への防せい剤の塗布は、物品の清浄及び乾燥後に行うものとする。

- ・ b) 防せい剤は、[溶剤希釈形さび止め油(軟膜質)], [さび止めペトロラタム(軟膜質)], [さび止め潤滑油]を使用するものとし、物品の性状に適応した防せい剤を使用し、以下を標準とする。

溶剤希釈形さび止め油(軟膜質)……ボルト, ナット, ワッシャー, カムシャフト, プロペラ
 さび止めペトロラタム(軟膜質) ……ベアリング, ピストン, 歯車, シャフト類
 さび止め潤滑油 ……エンジン内, 外部
 金属面が保護された物をのぞく

A.4 下包み

下包みは、次による。

- a) 耐水防油性バリア材で物品の下包みを行う。
- b) 物品の鋭い突起物や角は、高発泡ポリエチレンシートで保護し、包み材料、袋又は容器の破損を防止する。
- c) 下包み材は十分に乾燥したものを使用する。
- d) 内部の空気を極力抜き、容積を小さくする。

A.5 乾燥剤及び湿度指示計の挿入

乾燥剤及び湿度指示計の挿入は、次による。

- a) 乾燥剤は、袋入り乾燥剤とし、挿入量は、以下の算式により算出した数量以上とする。

使用量(ユニット数^{a)})

= 17 × 防湿バリア材の面積(m²) + 吸湿材料に対する係数^{b)}

× 包装内部の吸湿性材料(緩衝用詰め物などを含む)の重量(kg)

注^{a)} ユニット数とはMIL規格に規定する乾燥剤の単位をいう。

^{b)} 係数は、以下のとおりとする。

ゴム及びプラスチックフォーム……………1.0

ガラス繊維……………4.0

固着繊維(ゴムで固めた動物の毛・合成繊維・植物繊維)……12.0

フェルト類、繊維性材料(木材を含む)及び上記以外の材料……16.0

- ・ b) 乾燥剤の挿入は、物品の精密仕上げ面又は防せい剤皮膜に接触しないような位置とする。
- ・ c) 湿度指示計は、カード式とし、乾燥剤からなるべく離れた位置で防湿材の最終密閉部の近くの内側に挿入するものとする。

A.6 緩衝包装

緩衝材は、紙綿、高発泡ポリエチレンシート及び気泡入りプラスチックフィルム緩衝材の順番で包装するものとする。

A.7 防湿包装

防湿包装に際しては、真空ポンプで空気抜きを行い、熱封かんを行うものとする。

A.8 外装

外装は、次による。

- a) 外装に使用するダンボール箱、木箱等の内面から物品までの間隔が5cmを標準となるように緩衝材を充填するものとする。
- b) 重量物等で全面緩衝材充填では物品を保護できないおそれのある場合には、高発泡ポリエチレンシート等のコーナーパッド、サイドパッド等を使用し、適切に外装するものとする。
- c) ダンボール箱は、付表1の2項の外形寸法区分が②、③、④、⑤及び①(官側指定品)については両面ダンボール(厚さ約5mm)、⑥、⑦、⑧については複両面ダンボール(厚さ約8mm)を基本とする。
- d) ダンボール箱による外装は、布粘着テープを使用し、ダンボール箱の上面、底面ともにH型に確実に貼付するものとする。
- e) 発注時に木箱梱包されていた物品は、当該木箱を再使用して、木箱梱包するものとする。
- f) 防せい区分Gについては、防湿包装及び表示ラベルの保護のため、ビニール包みをするものとする。

A.9 表示

表示は、次による。

- a) 防湿包装面(外装を実施した場合は、外装面)の見やすい部分に、物品に添付されている修理区分タグをビニール袋に包み貼付するものとする。
- b) 外装を実施した場合には、外装の上部及び側面に油性ペンにより物品の製造番号を記入するものとする。
- c) 防せい区分Gについては、物品番号、部品番号、品名、単位、数量を記入したラベル(様式適宜)を貼付するものとする。

(様式第1)

発注年月日 _____

_____ 殿

(発注担当官)

印

発 注 書

契 約 番 号	
発 注 番 号	
発 注 品 目	
発 注 数 量	
作 業 完 了 期 限	

(様式第2)

令和 年 月 日

監督官 殿

住 所
会 社 名
代表者名

印

管理者指定届

下記のとおり, 管理者を指定します。

記

契約番号		契約年月日	
件名	航空機部品等の防せい役務		
氏名	役 職	連絡先(住所、電話番号等)	備 考

※ 備考欄には, 国籍のほか特記事項を記載する。

監督官

(様式第3)

令和 年 月 日

監督官

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

作業実施者名簿

番号	役 職	氏 名	性 別	備 考

※ 備考欄には国籍のほか特記事項を記載する。

(様式第5)

監督官 殿

誓約書

この度、「航空機部品等の防せい役務」の契約に関し、当社及び従事する社員について、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体、その他を結成し又は加入し若しくは協力しないことを誓約するとともに、従事する社員については、日本国籍を有するとともに仕様書記載の保全の事項を誠実に守らせることを誓約致します。

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者名

印

(様式第6)

令和 年 月 日

殿

住 所 :

会 社 名 :

代表者名 :

印

下 請 負 承 認 申 請 書

航空機部品等の防せい役務契約について、下記業者を下請負業者として別紙のとおり請負わせたいので承認願います。

記

業者名

上記のとおり承認する。

ただし、この承認により(元請業者名)は、この契約により義務とされている事項についてその責めを免れるものではない。

承認番号 号

令和 年 月 日

1 下請負業者の名称

2 下請負業者の概要

(1) 本社所在地

(2) 資本金

3 下請負を必要とする理由

4 下請負等を適用する作業範囲

5 契約金額

海上自衛隊航空補給処
契約課 審査係 宛て
TEL : 0438-23-2361
(5085, 5087)
FAX : 0438-22-6913

令和 年 月 日

一般競争入札参加申込書

調達要求番号	06-1-2143-1621-0001-00
件名	航空機部品等の防せい役務
入札日	R6. 3. 19

会社名	
電話番号	
FAX番号	
担当者	

▼本紙送付時には、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」も添付のほどよろしくお願い致します。